

原義保存期間	5年(平成37年3月31日)
有効期間	一種(平成37年3月31日)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丙人発第101号
平成31年4月1日
警察庁長官官房長

女性警察官の採用・登用の一層の拡大に向けた取組の推進について(通達)

男女共同参画社会の実現は、社会全体で取り組むべき最重要課題であり、各都道府県警察においても、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づき特定事業主行動計画を定め、女性警察官におけるその個性と能力を十分に発揮した活躍の推進に取り組んでいるところ、引き続き、各都道府県警察の警察官に占める女性の割合について5年程度の期間における目標を定め、それに応じた女性警察官の採用目標を設定するとともに、必要に応じて随時見直しを行われたい。